

「わたしにも できる支援が ここにある」

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

犯罪被害者やその家族は、ある日突然、幸福に生きる権利を奪われます。それは一部の特別な人に起こることではなく、誰にでも起こり得ることです。犯罪被害にあわれた方が再び安心して平穏な生活を送るためには、周囲の人々の理解と支援が必要です。パネル展示や本を通して、「犯罪被害にあうということ」について、知ることから始めてみませんか？



●展示「ミニ・生命のメッセージ展」

犯罪や事故などによって、理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展です。犠牲者一人一人の等身大の人型パネル、その足元に「生きた証」である靴、そして遺された家族の言葉などのメッセージが、かけがえのない命の大切さを伝えます。

■12月2日(火)～11日(木) 場 関戸公民館市民ロビー ⑩1015187



●犯罪被害者週間パネル展

犯罪被害者の実情を伝えるパネルを展示します。

■11月26日(水)～12月8日(月) 場 市役所1階ロビー ⑩1015187

●平和・人権課×図書館 連携企画展示「犯罪被害にあうということ」

身近な絵本や図書を通じて、被害者の置かれた立場や二次被害、支えていくことについて考えてみませんか？

■12月24日(水)まで 場 聖ヶ丘図書館 ⑩1015187

(令和7年度犯罪被害者等支援に関する標語 最優秀作品)

⑩1011739 平和・人権課 ☎(376)8311・FAX(339)0491

ご相談はこちらへ

市は「多摩市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族を支援する相談窓口を設置しています。

●多摩市犯罪被害者相談窓口

相談先 平和・人権課(相談専用電話) ☎(338)6914

相談時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

●その他の犯罪被害者のための相談窓口

●犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

相談先 ☎03(3222)9050、☎042(506)1042(多摩支所)

●警視庁犯罪被害者ホットライン

相談先 ☎03(3597)7830

●性犯罪・性暴力被害の相談窓口

●東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

相談先 ☎ #8891、NTTひかり電話の場合 = ☎0120(8891)77、子ども・保護者専用 = ☎0120(333)891 相談時間 24時間365日対応

●相談ホットライン@東京

相談先 「相談ほっとLINE@東京」内の「性被害相談窓口」を選択

●警視庁性犯罪被害相談電話

相談先 ☎ #8103



DVに気付いたら、相談されたら

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」です。身近な人のDV被害に気付いたら、相談されたら、まずは寄り添って話を聞くことから始めてみませんか。

DV(ドメスティック・バイオレンス)は殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、心を傷つけることも暴力です。しかし、「暴力=殴る・蹴る」のイメージが強いことから、被害者自身が「殴られていないからDVではない」と一人で悩んでしまうこともあります。もし、あなたの身近にDVを受けている人・受けていそうな人がいたら、相談窓口を教えてください。そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。

身体的な暴力以外のDV

●精神的DV

大声で怒鳴る・無視をする・脅す・物を壊すなどの相手を精神的に傷つける行為

●経済的DV

生活費を渡さない・仕事を制限するなどの金銭の自由を奪う行為

●性的DV

嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要するなどの行為

●社会的DV

スマホを取り上げる・交友関係を監視や制限などの生活の自由を奪う行為

配偶者間だけではない「デートDV」

若年層のパートナー間で多く見られる交際相手から受けるさまざまな暴力。「愛情の裏返し」と捉えてしまい我慢してしまうこともあります。

相談はTAMA女性センターなどの相談機関へ！

1人で悩まず、まずは気軽に専門機関にお話してください。

●TAMA女性センター

相談先 ☎(355)2110

●東京ウィメンズプラザ(DV専用相談)

相談先 ☎03(5467)1721

●東京都女性相談支援センター多摩支所

相談先 ☎042(522)4232

●DV相談+ (内閣府)

電話(24時間受け付け)やチャットでの相談が可能です。

相談先 ☎0120(279)889・

URL <https://soudanplus.jp/>

●警察(夜間・緊急の場合)

危険が迫っている場合はためらわず連絡してください。

相談先 ☎110



▲DV相談+

啓発活動のご案内

●STOP! DV・児童虐待～みんなで考えよう、Wリボン～

子どもが見ている前で家族に暴力を振るうこと(面前DV)は児童虐待にあたります(心理的虐待)。

11月は児童虐待防止推進月間でもあることから、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンと、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンを組み合わせて、一体的に啓発を行っています。

●時計塔ライトアップ

聖蹟桜ヶ丘駅前ヴィータ・コミュニエネの時計塔を、2つのリボンの色にちなんでライトアップしています。

■11月30日(日)まで



⑩1003356 場 TAMA女性センター ☎(355)2110・FAX(339)0491

